令和６・７・８年度佐倉市生活困窮者自立支援事業に係る提案評価基準

（令和５年１２月２８日　佐倉市生活困窮者自立支援事業者選定委員会決定）

１　目　的

この基準は、「令和６・７・８年度佐倉市生活困窮者自立支援事業委託」に係る公募型プロポーザルにおける提案事業者のうちから、事業内容、価格その他の条件を総合的に判断し、佐倉市が本事業を実施するにあたり、最も有利な者を選定するため、必要な事項を定めるものとします。

２　事業者選定方法

選定にあたっては、佐倉市に最適な事業者を選定するため、プロポーザル参加事業者が提出した企画提案書及びプレゼンテーション等の内容について評価を行い、事業内容、価格等の条件に関する評価が最も高い者を導入候補者として選定します。

３　評価

（１）評価機関

提案内容の評価にあたっては、佐倉市長が設置する佐倉市生活困窮者自立支援事業者選定委員会が別表「佐倉市生活困窮者自立支援事業委託 提案評価基準表」（以下「評価基準表」という。）に基づき行うものとします。

（２）評価方法

プロポーザル参加者が提出した企画提案書及び見積金額、プレゼンテーションの提案内容の評価をそれぞれ点数化し、提案評価点と価格評価点を加算した評価点により評価します。

ア　提案評価点

企画提案書は、別紙「佐倉市生活困窮者自立支援事業委託 提案評価基準表」に基づき作成されているものとし、評価基準表中の評価の視点に基づき５段階方式による評価を行う。

見積金額を除く項目の採点基準

段階	提案の評価状態	配点			
		４０点	３０点	２０点	１０点
A	非常に優れた提案	４０点	３０点	２０点	１０点
B	優れた提案	３２点	２４点	１６点	８点
C	市が想定した水準にある提案	２４点	１８点	１２点	６点
D	低い水準の提案	１６点	１２点	８点	４点
E	非常に低い水準の提案	８点	６点	４点	２点

イ　価格評価点

評価基準表中の見積金額欄は、最も安価な事業者の審査点を（２０点）とし、他の事業者の審査点は、以下の数式で算出された数値を審査点とする。

［審査点］＝（最も安価な業者の見積金額/当該事業者の見積金額）×20

※計算途中で生じた小数点以下の端数は、小数点以下で四捨五入する。

ウ　評価点

ア、イの評価方法で算出した各審査点の合計を各選定委員の評価点とする。

ただし、評価点の平均点が２４０点未満（４００点満点）の場合は、参加者が１者であっても導入候補者に選定しないものとする。

４　総合評価点

各選定委員の評価点を合計した数値を総合評価点とする。